平成２６年（フ）第４号
和歌山県日高郡みなべ町山内1010番地
破産者　玉井　淳子
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３１９号
広島市安佐南区長束西４丁目23番10号
破産者　輪の食彩てまりこと　山田　弘子（旧姓南波）
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４７号
広島市東区温品３丁目11番９―102号
破産者　古田　泰憲
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
北海道岩見沢市日の出台６丁目２番２―305号　日の出台団地２号棟305号室
破産者　古村　政子（旧姓岩谷）
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２号
北海道網走郡美幌町字稲美82番地の５　公住134号
破産者　稲葉　陽子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
秋田県横手市平鹿町浅舞字福田97番地
破産者　加賀谷貞男
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３８０号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目16番地３　エスプレッソ302号
破産者　小島芳三郎
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８１号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目16番地３　エスプレッソ302号
破産者　小島　圭子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０６号
埼玉県行田市谷郷３丁目９番68号
破産者　中村　壽成
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０３２号
横浜市青葉区松風台48番地３　ブルーリーフ・Ｋ―102
破産者　谷　誠一
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５９号
横浜市栄区飯島町2907番地１　みどり野ハイツ９棟302号
破産者　団　富士江
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２６号
横浜市戸塚区舞岡町122番地５　ブールヴァル舞岡308号
破産者　青津広太郎
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０号
神奈川県鎌倉市関谷373番地５
破産者　竹山　隆広
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
神奈川県鎌倉市関谷373番地５
破産者　竹山　祐子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５号
神奈川県藤沢市西富530番地の１　サンプラザ湘南506
破産者　山本　恭延
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０号
横浜市西区戸部本町10番１号　林荘201号
破産者　本島　愛子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６号
東京都町田市南大谷1329番地205　メゾン・リエールⅢ103
破産者　森　　友也
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８７号
宮城県仙台市宮城野区安養寺２丁目19番19号　丹野ハイツ102
破産者　森　　紀夫
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６６号
長野県千曲市大字桑原4562番地１
破産者　松林　　誠
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８１号
岐阜県可児市兼山562番地２
破産者　石井　守迪
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部